

国家戦略特別区域法

1. 審議経過

11月	8日(金)	衆・本会議	趣旨説明・質疑
	〃	衆・内閣委員会	趣旨説明
	13日(水)	衆・内閣委員会	質疑①
	14日(木)	衆・内閣委員会	参考人質疑
	15日(金)	衆・内閣委員会	質疑②
	20日(水)	衆・内閣委員会	質疑③、修正の上採決(附帯決議)
	21日(木)	衆・本会議	採決・可決
	22日(金)	参・本会議	趣旨説明・質疑
	26日(火)	参・内閣委員会	趣旨説明・質疑①
12月	6日(金)	参・内閣委員会	質疑②・採決
	7日(土)	参・本会議	採決・可決成立

2. 労働関係条文の修正内容

概要：政府提出法案において、国家戦略特別区域会議（以下「会議」という。）は、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関し、内閣総理大臣及び関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができることとされていたが、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、会議の意見に対して意見を述べるものとし、会議は、当該内閣総理大臣及び関係行政機関の長の意見を尊重するものとする規定が追加。

※修正後の条文（労働関係抜粋）については別紙参照

3. 労働関係附帯決議の内容

国家戦略特別区域法案に対する附帯決議（抄）
（平成25年11月20日衆議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

一～五 （略）

六 本法に基づく個別労働紛争関係の未然防止等のための事業主に対する援助と併せて、労働者に対して、本法に係る十分な情報の提供等を行うとともに、労働者の職業能力の開発及び向上を促進する施策を積極的に講ずること。なお、当該援助を行うにあたっては、既存の行政組織により現に提供されている援助との関係整理を十分に行うとともに、当該援助が労使双方にとって公平・公正に行われるように十分留意すること。

七～十 （略）

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律

1. 審議経過

11月29日(金)	衆・文部科学委員会	趣旨説明・質疑・採決(附帯決議)
12月3日(火)	衆・本会議	採決・可決
12月5日(木)	参・文教科学委員会	趣旨説明・質疑・採決
〃	参・本会議	採決・可決成立

2. 労働関係条文の修正内容

なし

3. 労働関係附帯決議の内容

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律案に対する
附帯決議(抄)

(平成25年11月29日衆議院文部科学委員会)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法で労働契約法の特例措置を講じたことは、あくまで例外であることを踏まえ、その趣旨に反して他の職種にも適用されないよう十分留意すること。
- 二 雇用労働政策の決定や法律の制定改廃は、労働政策審議会の議を経るというこれまでの原則を変更しないこと。
- 三 今回の法改正による労働契約法の特例の対象となる者の雇用の安定を図るために必要な研究開発等の推進のための基盤の整備に係る方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 四 民間企業で有期雇用される研究者等が大学等と共同研究開発を行う場合の労働契約法の特例については、速やかに研究者等の雇用の安定が図られるよう必要な検討を行い、必要な措置を講ずること。また、特例の対象者が著しく拡大することがないようにすること。
- 五～七 (略)